

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年3月3日

岩手県立中央病院長 白田 昌広

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 基準寝具及び病衣取扱業務
- (2) 業務概要 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立中央病院
- (5) 入札方法

上記(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (6) 岩手県に本社又は営業所を有し、緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒020-0066 岩手県盛岡市上田一丁目4-1
岩手県立中央病院総務課管財係 電話：019-653-1151（内線2209） FAX：019-653-2528
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札説明書及び入札参加申請書（様式）等の配付期間

令和8年3月3日（火）から令和8年3月13日（金）の土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。

なお、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。

(3) ホームページアドレス

<https://www.pref.iwate.jp/iryokyoku/oshirase/index.html>

岩手県トップページ>（県の機関）医療局>お知らせ

4 入札参加資格申請に関する事項

(1) この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申請書を令和8年3月13日（金）午後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない（郵送可）。

また、入札日の前日までの間において、岩手県立中央病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) (1)により提出された書類による審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

5 質問書の受付及び回答方法

仕様書等に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和8年3月17日（火）午後5時までに、3に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者及び入札参加者に対し、令和8年3月18日（水）午後5時までにFAXにより送信する。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月19日（木）午前11時15分 岩手県立中央病院 2階第1会議室

（入札書は直接持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

7 その他

(1) 本入札は最低制限価格を適用する。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。ただし、医療局財務規程第184条の規定に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。

(8) その他 詳細については、入札説明書による。

別添 1

○契約の保証について

(1) 落札者は、物品売買契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

① 契約保証金納付に係る領収書

[注] ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

[注] ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第 204 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③ 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立中央病院長 臼田 昌広」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

〔注〕ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立中央病院長 白田 昌広」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。